入札説明書

福岡県が発注する「覆砂工事　豊前中部沿岸漁場」に係る入札公告に基づく一般競争入札（簡易型総合評価方式）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日

平成３０年７月２５日

２　工事名

覆砂工事　豊前中部沿岸漁場

３　工事場所

豊前海　行橋市地先

４　工事の発注方式

（１）本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の対象工事である。

（２）本工事は、入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事であり、電子入札によらない者の参加は認めない。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。電子入札によりがたいとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいうものである。

ア　ＩＣカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなりＩＣカード再発行の申請中の場合

イ　名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ＩＣカード再発行の申請中の場合

ウ　その他やむを得ない事由があると認められる場合

上記のいずれかに該当する場合、紙入札方式参加承諾願を提出して契約担当者の承認を受けること。

（３）電子入札による手続開始後は、原則として、紙入札方式への途中変更を認めない。

ただし、障害等のやむを得ない事情がある場合は、紙入札方式移行申請書を提出して契約担当者の承認を受けること。

（４）紙入札方式による手続開始後は、電子入札への途中変更は認めない。

（５）その他電子入札に関する事項は、福岡県電子入札運用基準による。

５　工事概要

土木一式工事

工事長　　Ｌ＝103 メートル（Ｗ＝200 メートル）

覆砂工　　Ａ＝20,600 平方メートル　ｔ＝30 センチメートル

海砂　　Ｖ＝8,780 立方メートル

６　工期

契約締結日から平成３１年１月３１日（木曜日）まで

７　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

（１）入札手続及び工事に関すること

〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園７番７号
福岡県農林水産部農山漁村振興課入札係（県庁行政棟５階）
電話番号　　092-643-3527
ファクス番号　092-643-3507

（２）契約手続に関すること
〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園７番７号
福岡県農林水産部水産局水産振興課施設管理係（県庁行政棟５階）
電話番号　092-643-3565

（３）設計図面等の閲覧に関すること
〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園７番７号
福岡県農林水産部水産局水産振興課漁場整備係（県庁行政棟５階）
電話番号　092-643-3562

８　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
土木一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成２８年３月福岡県告示第２１９号）」に定める資格を得ている者（平成３０年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入参加資格者名簿」という。）登載者）。

９　入札参加条件（地方自治法施行令第１６７条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成３０年７月２６日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
なお、落札決定時点においても同条件を満たすこと。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４に該当する者でないこと。

（２）福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和６２年６月３０日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間についていうものであること。

（３）福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和５４年９月２２日総務部長依命通達）第７条第２項の規定に基づく措置期間中でないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

（５）当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと（今回の工事については福岡県の設計のため該当無し。）。

（６）次のア又はイのいずれかの条件を満たすこと。
ア　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する営業所のうち主たる営業所を北九州県土整備事務所管内の北九州市門司区及び小倉南区又は京築県土整備事務所管内に有し、当該営業所が土木一式工事について入札参加資格者名簿

に登載されており、業者等級別格付がＡ等級であること。

イ　建設業法第３条第１項に規定する営業所のうち主たる営業所を北九州県土整備事務所管内の北九州市門司区及び小倉南区又は京築県土整備事務所管内に有し、当該営業所が土木一式工事について入札参加資格者名簿に登載されており、業者等級別格付がＢ等級で総合数値が８２０点以上であること。

（７）平成１５年度以降に公共工事の元請として、北九州県土整備事務所管内の北九州市門司区及び小倉南区又は京築県土整備事務所管内において土木一式工事の施工実績（ただし、ＪＶとしての施工実績は、出資比率が２０％以上の構成員としての施工実績に限る。）を有すること。

「公共工事」とは、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注する建設工事をいう。

「特殊法人等」とは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する法人をいう。

ア　地方道路公社法（昭和４５年法律第８２号）の規定に基づく法人であること。

イ　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）第１０条の規定に基づいて設立された法人であること。

ウ　地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）の規定に基づく法人であること。

エ　高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）の規定に基づく法人であること。

オ　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成１４年法律第１８０号）の規定に基づく法人であること。

カ　独立行政法人都市再生機構法（平成１５年法律第１００号）の規定に基づく法人であること。

キ　独立行政法人水資源機構法（平成１４年法律第１８２号）の規定に基づく法人であること。

ク　日本下水道事業団法（昭和４７年法律第４１号）の規定に基づく法人であること。

（８）平成１５年度以降の公共工事の元請の技術者として、土木一式工事に従事した経験のある専任の主任技術者又は監理技術者を本工事に配置可能であること。ただし、特記仕様書に専任の期間を要しない期間の定めがある場合は、この限りではない。なお、所属する建設会社と引き続き３ヶ月以上の雇用関係にあること。

また、専任の技術者は次のア又はイに掲げる者でなければならない。

ア　建設業法第２７条第１項の規定による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は、一級若しくは二級（種別を「土木」とするものに限る。）の土木施工管理とするものに合格した者。

イ　技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

（注意）

「専任の技術者」とは、所属建設業者と入札申込日以前に３ヶ月以上直接的かつ恒

常的な雇用関係にある者で、当該工事現場に常駐できる者であり、かつ、建設業法第７条第１号の規定による経営業務の管理責任者でない者及び同法第７条第２号又は第１５条第２号の規定による営業所における専任の技術者でない者のことである。

（９）施工環境監理者を配置できること（専任は求めない。）。ただし、所属する建設会社と引き続き３ヶ月以上の雇用関係にあること。

なお、施工環境監理者とは、周辺海域の自然環境や水生生物の生態環境に配慮した施工を管理できる者で、次のア又はイに該当する者でなければならない。

ア　技術士法に基づく技術士又は技術士補のうち水産部門（水産土木）の資格を有する者。

イ　一般社団法人大日本水産会が行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者。

(10) 福岡県農林水産部水産局水産振興課が発注した工事（請負額２５０万円以下の工事を除く。）を施工中又は落札後契約手続中の者（ＪＶの構成員を含む。）でないこと（同日に落札者を決定する工事を含む。）。

現在施工中の当該工事がある者は、開札日時点において当該工事が完成している場合に限り認めるものとする。

(11) 簡易な施工計画が適切であること。適切であるとは、必要事項の記載があること、かつ、発注者が示す課題を明らかに逸脱したものでないことをいう。

10　総合評価に関する事項等

（１）評価項目と評価基準

別表１の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。

（２）総合評価の方法

「９　入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（１００点）を与え、（１）について評価し、０～１０点の範囲で加算点を加える。評価基準は別表１のとおり。

標準点＋加算点＝１００点＋（０～１０点）

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

（３）落札方式

ア　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、（２）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ　評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより決定する。

（４）評価内容の担保

当該工事の請負者となった者は、下記（６）の簡易な施工計画に記載した内容を全て履行すること。ただし、請負契約後に簡易な施工計画不履行協議書により不履行協議が整ったものはこの限りではない。また、工事完了においては履行状況の検査を行う。

なお、簡易な施工計画に記載した内容の一部又は全部を請負者の責により履行していない場合、工事成績評定点の減点や、特にその状況が悪質と認められる場合は、指名停止を行うことがある。

（５）配置予定技術者の評価について

配置予定技術者を複数登録した場合は、評価の最も低い者を加算点の対象とする。

（６）技術資料の作成方法及び記載事項内容に関する留意事項

簡易な施工計画

発注者が指定した次に掲げる当該工事に係わる課題について、技術的所見等を記載する。ただし、課題ごとにＡ３サイズ１枚に収めること。

なお、簡易な施工計画の記載にあたっては、別紙「「簡易な施工計画」を記載するにあたっての注意事項」を参照すること。

課題：覆砂厚の確保とともに、覆砂天端に過度の凹凸が生じないような施工上の工夫について

11　契約条項等を示す場所

本件工事に係る工事請負契約書案の縦覧を７（２）、設計図面及び仕様書の縦覧を７（３）で行う。

12　設計図書等の配布・閲覧

設計図書等の配布は福岡県のホームページからのダウンロードにより実施する。

（１）閲覧場所

７（３）に同じ。

（２）期間

平成３０年７月２５日（水曜日）から平成３０年９月５日（水曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第２３号）第１条第１項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前９時００分から午後５時００分まで。

13　仕様書等に関する質問及び回答

（１）質問書の受付

提出資料作成にあたり質問がある場合には、次のとおり別紙「質問書」により提出すること。

なお、質問書は受付場所への持参又は郵送により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

ア　場所

７（１）に同じ。

イ　期間

平成３０年７月２６日（木曜日）から平成３０年８月２９日（水曜日）までの毎日（ただし、県の休日を除く。）、午前９時００分から午後５時００分まで。

（２）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、平成３０年８月１日（水曜日）から平成３０年９月６日（木曜日）まで福岡県ホームページに掲載する。

「トップページ」＞「入札・公共工事」＞「入札案件（農林水産部）」

14　入札参加申込みの受付

入札参加申込みを希望する者のうち、電子入札システムにより入札手続を行う者（以下「電子入札業者」という。）は（３）に掲げる書類を電子入札システムにより提出し、また、紙入札方式により入札手続を行う者（以下「紙入札業者」という。）は（３）に掲げる書類を（２）の期間に持参又は郵送により提出すること。

（１）申込受付場所

７（1）に同じ。

（２）申込受付期間

平成３０年７月２６日（木曜日）午前８時３０分から平成３０年８月８日（水曜日）午後３時００分（県の休日を除く。）までに電子入札システムにより提出すること。

持参又は郵送する書類については、上記の期間（県の休日を除く。）の毎日、午前９時００分から午後５時００分（ただし、受付最終日については午後３時００分）までに提出すること。

（３）提出書類

別紙「提出書類および提出方法一覧表」参照

（４）提出方法

ア　電子入札システムによる場合

電子入札システムにより（３）の書類を提出する場合においては、様式集は電子入札システムに添付ファイルとして添付すること。

また、その他の添付書類等（技術評価点の通知を請求する場合には、返信用封筒を含む。）については、７（１）の場所に持参又は郵送すること（ＰＤＦファイル等により電子入札システムに添付しないこと。）。郵送の場合はウの手続による。

イ　紙入札方式による場合

紙入札方式により（３）の書類を提出する場合においては、「提出書類および提出方法一覧表」ア～タの書類（添付書類を含む。）を７（１）の部局へ持参又は郵送すること。郵送の場合はウの手続による。

ウ　郵送手続

（ア）郵送する書類の名称、枚数を記載した目録を作成すること。

（イ）７（１）の部局の名称及び所在地をあて名とする書留とすること。

（ウ）封書表面に「平成３０年７月２５日公告、覆砂工事　豊前中部沿岸漁場」と明記の上、「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

（エ）書類の分割郵送は認めない。

（オ）郵送する場合の期限は、平成３０年８月８日（水曜日）午後３時００分までに７（１）の部局に必着とする。

（５）その他

ア　提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ　提出書類は、返却しない。

エ　受付期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ　提出書類に不備がある場合は、入札に参加できないことがあるので注意すること。

15　競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は平成３０年８月２２日（水曜日）までに競争参加資格確認通知書により通知する。

16　競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと決定された者は、福岡県建設工事における入札・契約の過程

に係る苦情処理手続要領（平成１４年１２月２４日総務部長依命通達）（以下「苦情処理手続要領」という。）の規定に基づき、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。

（２）（１）の説明を求める場合には、平成３０年８月２９日（水曜日）までに書面（苦情処理手続要領様式第１号）を提出して行わなければならない。

（３）書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（４）説明を求められたときは、平成３０年９月５日（水曜日）までに説明を求めた者に対し書面（苦情処理手続要領様式第２号）により回答する。

（５）（２）の書面の提出先は次のとおりとする。

７（１）に同じ。

17　入札書の提出場所、受領期間及び提出方法

（１）場所

福岡県福岡市博多区東公園７番７号

福岡県農林水産部農山漁村振興課入札室（県庁行政棟５階）

（２）受領期間

電子入札システムによる入札は、平成３０年８月２３日（木曜日）から平成３０年９月６日（木曜日）午後２時２８分までの電子入札システム稼働時間。

紙入札方式による入札は、平成３０年９月６日（木曜日）午後２時３０分。

（３）提出方法

ア　電子入札業者は電子入札システムにより提出し、紙入札業者は入札書を直接持参すること。

イ　入札執行回数は、１回とする。

ウ　その他、入札説明書、入札心得書及び福岡県電子入札運用基準の規定による。

エ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（入札書に記載される金額を記録した電磁的記録を含む。）に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

オ　開札の結果、落札となるべき評価値の最も高い者が２者以上あるときは、その者が入札書に記載又は電子入札システムに登録したくじ番号に基づく、電子くじにより契約の相手方を決定する。そのため、書面により入札書を提出する場合においても必ずくじ番号を記載すること。

18　工事費内訳書の提示

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提示すること。

紙入札業者は入札時に工事費内訳書を提示すること。郵送又は電送による提示は認めない。

なお、入札に際し、工事費内訳書の提示がない場合は、入札に参加することができない。

19　開札の日時及び場所

（１）日時

入札終了後、直ちに行う。

（２）場所

17（１）に同じ。

20　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

見積金額の１００分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の１００分の５以上）を締結し、その証券を提出する場合

なお、保険期間は、開札の日から８日間とする。

イ　過去２年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件）したことを証明する書面を提出する場合。

なお、同規模とは最終契約金額が２千万円以上である契約をいう。

（２）契約保証金

契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の１００分の１０以上）を締結し、その証券を提出する場合

イ　保険会社等と工事履行保証契約（契約金額の１００分の１０以上）を締結し、当該保険会社等がその証券を提出する場合

21　入札の無効

入札が次に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

（１）金額の記載がない入札

（２）法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

（３）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

（４）電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名押印がなく）、入札者が判明しない入札

（５）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

（６）入札保証金が20（１）に規定する金額に達しない入札

（７）入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

（８）くじ番号の記載がない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

22　最低制限価格の有無

有

23　落札者の決定の方法

（１）開札後は、落札者の決定を保留し入札を終了する。
（２）予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、10（２）によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
（３）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
（４）落札者の決定は、原則として開札日に行うものとする。
（５）（２）により落札者が決定した場合は、直ちに入札書の提出を行った者に対し通知するとともに、当該入札結果を落札者決定日の翌日から７（１）の場所において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。
　なお、入札参加者の自者の加算点内訳については、自者からの書面（技術評価点の通知について（様式第７号））による申し出により入札結果公表の日から起算して５日以内（県の休日を除く。）に行う。
　申し出は、入札参加申込時に、電子システムによる場合は添付ファイルにより、紙入札方式による場合は郵送または持参によることとし、いずれの場合においても技術評価点の通知を請求する場合には、返信用封筒（切手貼付、送付先、工事名を記入したもの）を郵送または持参により提出するものとする。
　ただし、入札の無効、辞退の場合は、回答しない。
　なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは、非開示とする。

24　予定価格及び最低制限価格の事前公表の有無
　有

25　予定価格及び最低制限価格の事前公表の場所、方法、期間及び注意事項
（１）場所及び方法
　７（１）に掲示。
（２）期間
　平成３０年８月２２日（水曜日）午前９時００分から平成３０年９月６日（木曜日）午後５時００分（県の休日を除く。）まで。
（３）注意事項
　ア　最低制限価格を下回る金額での入札は無効となる。
　イ　予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退してください（辞退届を提出のこと。）。

26　支払条件
（１）前払金
　有
（２）部分払又は中間前金払（選択）
　有

27　その他
（１）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他

県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

（３）契約書作成の要否

要

（４）入札参加者は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則（昭和３９年福岡県規則第２３号）、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

（５）落札者は14（３）の資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置すること。

（６）発注者が、競争性が確保されないと判断した場合、入札を取り止める場合がある。

（７）申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした場合、指名停止を行うことがある。また前段に該当する者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。